

- (1) 奨学生が休学し、または長期にわたって欠席したとき
- (2) 学業または操行などの状況により指導の必要があると認めたとき
- (3) 傷い疾病などのため成績の見込がなくなったとき
- (4) 奨学金を必要としない理由が生じたとき
- (5) 在学学校で処分を受けて学籍を失ったとき

6. 手 続

(1) 提出書類

奨学生に応募される方は、以下書類を整え在学する学校を経て申し込んで下さい。

●印の書式は Excel 版も用意してありますので電話、E-mail 等にて別途ご請求下さい。

- ①奨学生推薦調書
- ②奨学生願書
- ③履歴書
- ④身上調書

注：極力、応募者本人が記載するようにしてください

- ⑤所得証明
- ⑥住民票

- ⑦健康診断書
- ⑧応募作文

注：健康診断書は各学校にて実施したものでも構いません

注：400 字詰原稿用紙 2 枚に「私の抱負」又は「私の目標」と題し、自分を紹介する文章を書いて下さい

- ⑨学業成績証明書

注：1 年次のため成績証明がない場合は、直近の成績代用(大学生→高校 3 年次、~~高校生→中学 3 年次~~)でも構いません

学
業
選
考
通
過
者
の
み
後
日
提
出

7. 書類提出期限

~~令和 6 年 8 月 21 日必着~~

大学受付期限：2024年7月29日(月)

窓口提出17時まで

8. 提出先または問合せ先

~~〒236-0002 横浜市金沢区鳥浜町17番4 協和合金株式会社内~~

~~・公益財団法人 栗原奨学財団 事務局：西岡~~

~~電話：045-772-1331 E-mail: nishioka_t@kyowagokin.co.jp~~

9. 決定及び通知

奨学生採否の決定は、当財団の奨学生選考委員会の選考を経て理事長が決定し、その結果は書面により在学学校長を経て本人に通知します。

⇒通知予定：令和 6 年 9 月末頃

10. 奨学生の義務

- (1) 奨学生は給与された奨学金について返済の義務はありません。
- (2) 奨学生は学期末毎に当奨学財団へ出向き、学業成績及び生活状況を報告して頂きます。
- (3) 学業に励み、健康に注意し、奨学生に相応しい態度と行動が求められます。
- (4) 当財団の奨学金給与規程その他規程を守り、当財団及び学校の指示に従い、必要な手続を怠りなくするものとします。

以 上